

資料 5 法テラスの歩み

- 1 中期目標に見る法テラスの重点事項の推移 ————— 1
- 2 総合法律支援法に見る法テラスの役割の拡充 ————— 3
 - (1) 平成28年総合法律支援法改正
 - (2) 令和 6 年総合法律支援法改正

参考 統計でみる20年の歩み

1 中期目標に見る法テラスの重点事項の推移

■ 中期目標とは

法テラスが一定期間（３年～５年の間で指定される。これまでは全て４年間の指定がなされている。）において達成すべき業務運営に関する目標であり、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会の意見を聴いた上で法務大臣が定める。

H18.4 法テラス設立

第１期中期目標期間 (H18.4～H22.3)

<総合法律支援の体制整備>

- 利用者の立場に立った業務運営
- 司法過疎地域事務所の設置
- 担い手となる契約弁護士等の確保

第２期中期目標期間 (H22.4～H26.3)

<経済情勢への対応>

- 経済・雇用情勢の悪化に伴う民事法律扶助需要増加への対応

<裁判員制度への対応>

第３期中期目標期間 (H26.4～H30.3) 〔H28総支法改正〕

<東日本大震災(H23)の被災者支援>

- 被災地出張所の開設
- 震災特例法に基づく震災法律援助の開始

<司法ソーシャルワーク>

- 高齢者・障がい者に対する特性を踏まえた援助の展開

第４期中期目標期間 (H30.4～R4.3)

<法的援助を要する者の多様化>

- 高齢者・障がい者等やストーカー・DV・児童虐待の被害者への対応

<犯罪被害者支援>

第５期中期目標期間 (R4.4～R8.3) 〔R6総支法改正〕

<民事裁判手続等のIT化>

<在留外国人等の増加>

- 在留外国人等の増加に伴って生じる法的トラブルへの対応

創設期

発展期

拡張期

第6期（R8.4～R12.3）中期目標

支援センターに対しては、引き続き社会情勢等の変化により様々な困難を抱える国民等への法的支援を、ニーズに応じて適時適切に実施することが求められているが、令和8年4月に設立から20年という節目を迎える今中期目標期間においては、この20年を振り返りつつ、大きく変容しつつある社会構造、社会情勢の変化も見据えて、既存のやり方にとらわれることなくその責務を果たしていくことが望まれる。

（「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割」より抜粋）

＜持続可能な総合法律支援体制の整備＞

- 地域差を伴いながら急速に進むことが見込まれる、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化への対応
- 在留外国人の急速な増加により必要となる多文化共生への対応
- 地方事務所や地域事務所等の既存の体制にこだわらずに、体制整備を行う

＜業務体制及び業務内容の充実＞

- 増加する在留外国人を始めとして、子ども、高齢者・障がい者、被災者、犯罪被害者等の様々な困難を抱える方々に対し、その必要性に応じてあまねく法的支援を提供できるようにする

2 総合法律支援法に見る法テラスの役割の拡充

(1) 平成28年総合法律支援法改正

内閣は、平成26年に行われた「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」による法務大臣への報告を受けて、平成27年3月27日に総合法律支援法の改正法案を国会に提出し、同法案は翌年5月27日に成立した。本改正法は、同年6月3日に公布され、同年7月1日から順次施行された。

第190回国会 平成28年3月30日 衆議院法務委員会 議事録（抜粋）

総合法律支援法改正案趣旨説明

○岩城法務大臣 平成十六年六月に総合法律支援法が成立し、これにより、日本司法支援センターは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念とし、資力の乏しい者に対する民事法律扶助業務、司法過疎対策業務等を推進してまいりました。そして、**超高齢社会の到来を初めとする社会構造の変化や東日本大震災を初めとする大規模災害の経験などを背景に、法による紛争の解決に必要なサービスの提供を受けることが難しい方々の多様化に対応して、そのような方々が必要なサービスを受けることができるための施策を講ずることが強く求められています。**

そこで、この法律案は、支援センターの業務につき、高齢者、障害者で認知機能が十分でない者、大規模災害の被災者及びストーカー等被害者に対する援助を拡充するとともに、支援センターの職員である弁護士に関する支援センターの責務を明確化するため、総合法律支援法の一部を改正しようとするものであります。

以下、その要点を申し上げます。

第一点は、民事法律扶助事業を拡充し、高齢者、障害者で認知機能が十分でない者及び大規模災害の被災者に対する資力を問わない法律相談援助等を創設するものであります。

第二点は、犯罪被害者支援の一環として、つきまとい等の侵害行為を現に受けている疑いがあると認められるストーカー等被害者に対する資力を問わない法律相談援助を創設するものであります。

第三点は、支援センターの職員である弁護士の資質の向上等に関する支援センターの責務を明確化するものであります。

このほか、所要の規定の整備を行っております。

総合法律支援法の一部を改正する法律の概要

民事法律扶助制度の拡充

現行

《資力に乏しい者》

事前の資力審査

- ・無料法律相談
- ・弁護士費用等の立替援助
(民事裁判等手続に限定)



拡大

《認知機能が不十分な高齢者・障害者》

1 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある、近隣に居住する親族がいないうこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を

自発的に求めることが期待できない者

・資力を問わない法律相談

※資力のある者は相談料負担

2 資力に乏しい者のうち、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者

・弁護士費用等の立替援助の対象を一定の行政不服申立に拡大

平成28年5月27日成立
平成28年6月3日公布
公布から2年以内に施行
※大規模災害被災者については
後記のとおり先施行

援助の対象となりそうな高齢者等を
福祉機関が発見

↓
福祉機関から法テラスへ連絡

↓
弁護士等の側から働き掛けて
法律相談を実施
(弁護士等へのアクセスの確保)

認知機能が不十分な者でも訴訟の
前段階となる行政不服申立手続を
利用する機会を確保

※法律上、行政不服申立手続を
経なければ訴訟に進めない
場合の泣き寝入り防止にも

《大規模災害被災者》 他の改正部分に先行して平成28年7月1日から施行済み

・資力を問わない無料法律相談

- ・当該災害は政令で指定→平成28年7月1日 熊本地震を指定
- ・災害発生から1年以内の期間(政令で定める)

ストーカー等被害者援助制度の新設

【対象者】

ストーカー、DV、児童虐待の被害を現に受けている疑いがあると認められる者

【援助内容】

資力を問わない法律相談(被害の防止に関して必要なもの)

※資力のある者は相談料負担

支援センターの責務の明確化

職員である弁護士の資質の向上等に関する支援センターの責務を明確化

2 総合法律支援法に見る法テラスの役割の拡充

(2) 令和6年総合法律支援法改正

内閣は、令和6年3月5日に総合法律支援法の改正法案を国会に提出し、同法案は同年4月18日に成立した。本改正法は、同月24日に公布され、令和8年1月13日に施行された。

第213回国会 令和6年4月16日 衆議院法務委員会 議事録（抜粋）

総合法律支援法改正案趣旨説明

○小泉法務大臣 **犯罪被害者等は、その被害の実情等に応じて、被害直後から、刑事、民事関連を始めとする様々な対応が必要**となりますが、精神的、身体的被害等によって自ら対応できない上、その被害に起因するなどして経済的困窮に陥ることにより弁護士等による援助を受けられない場合があるため、**犯罪被害者等の支援に関する施策を一層推進する観点から、こうした犯罪被害者等に対し、必要な援助を行うための施策を実施することが強く求められています。**

そこで、この法律案は、**民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要なサービス等の提供を受けられる社会の実現を目指すことを基本理念とする日本司法支援センターの業務を拡充し、そのような犯罪被害者等を包括的かつ継続的に援助するための制度を創設しようとするものであります。**

この法律案の要点を申し上げます。

日本司法支援センターの業務に、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪及び一定の性犯罪等の被害者等であって、刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払いにより、その生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的、継続的に援助するため、当該被害に係る刑事手続への適切な関与等を図るために必要な法律相談を実施すること及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせることを追加する措置を講ずるものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

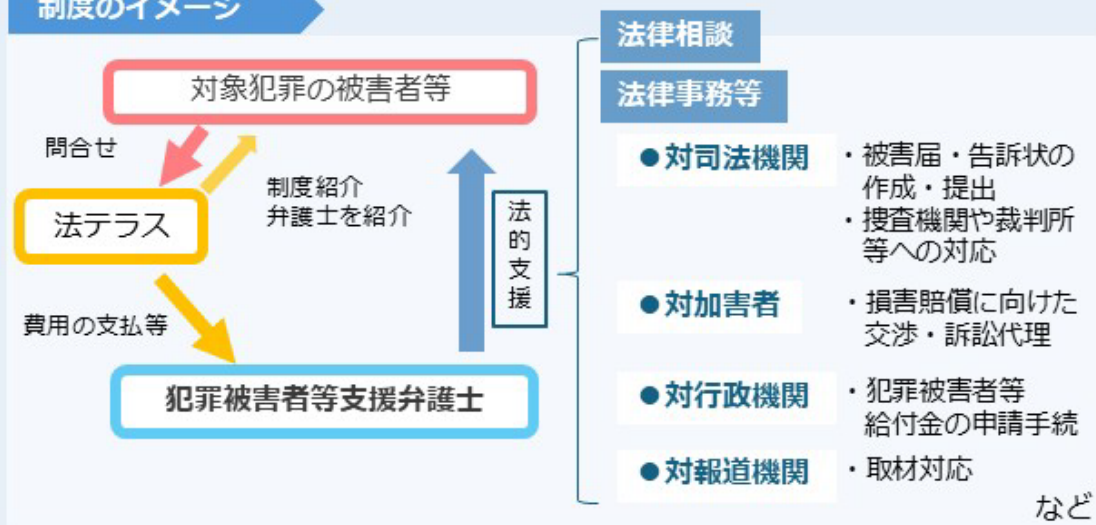
2 総合法律支援法に見る法テラスの役割の拡充

2 犯罪被害者等支援弁護士制度

制度の趣旨

犯罪被害者等が**精神的・身体的被害**により、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を自ら行えず、**経済的困窮**から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、**原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うもの**

制度のイメージ



利用できる被害者等（※1）

対象犯罪（改正後の総合法律支援法第30条第1項第9号、施行令第10条の2）

- ①故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
- ②刑法における一定の性犯罪等
- ③政令で定める罪の犯罪行為により政令で定める程度の被害を受けた場合
→罪：「故意の犯罪行為により人を負傷させた罪」
程度：「以下のいずれかの程度の負傷又は疾病」
 - ・治療期間3月以上
 - ・犯罪被害給付制度の障害給付金の支給対象となる第1～14級の後遺障害

資力要件（※2）

流動資産（※3）から一定の療養費等を控除した額が**300万円以下**

費用負担

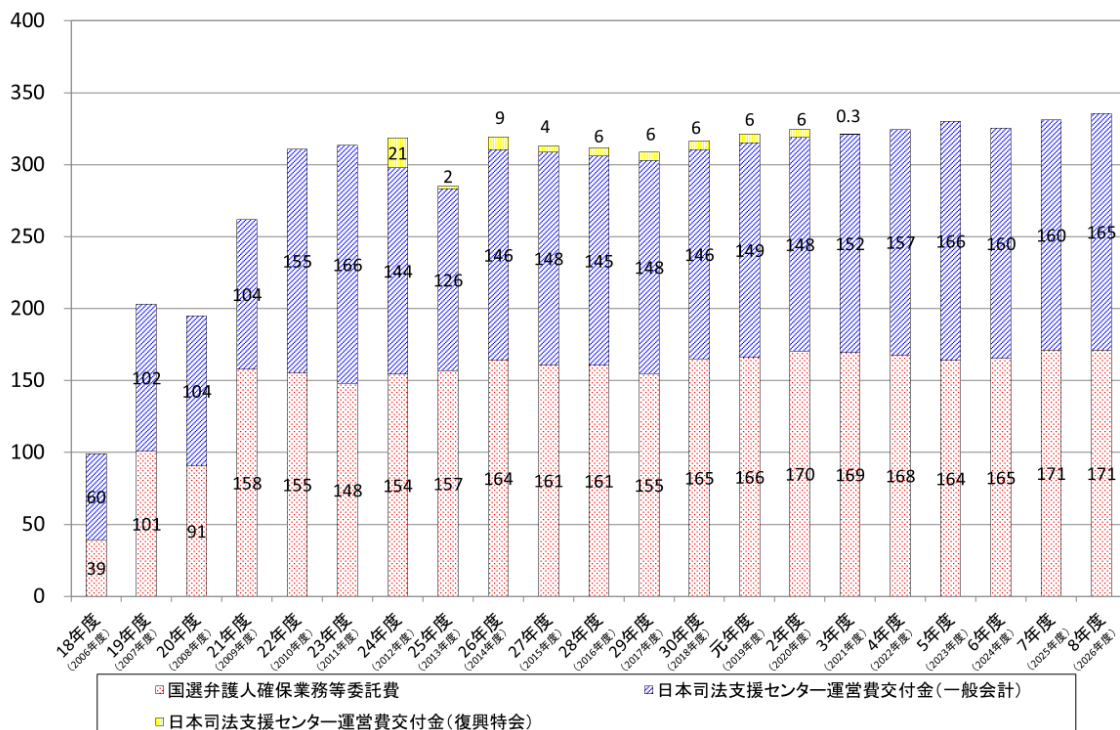
300万円を超える利益（※3）を得た場合を除き、原則**費用負担なし**

- ※1 犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。
- ※2 資力要件は、原則として、本人の資力に配偶者の資力を加算した額で判断。ただし、配偶者の資力を加算することが相当でない場合には本人の資力のみで判断する。
- ※3 犯罪被害者等給付金等を含まない。

資料4

日本司法支援センター運営費交付金等の推移

(億円)



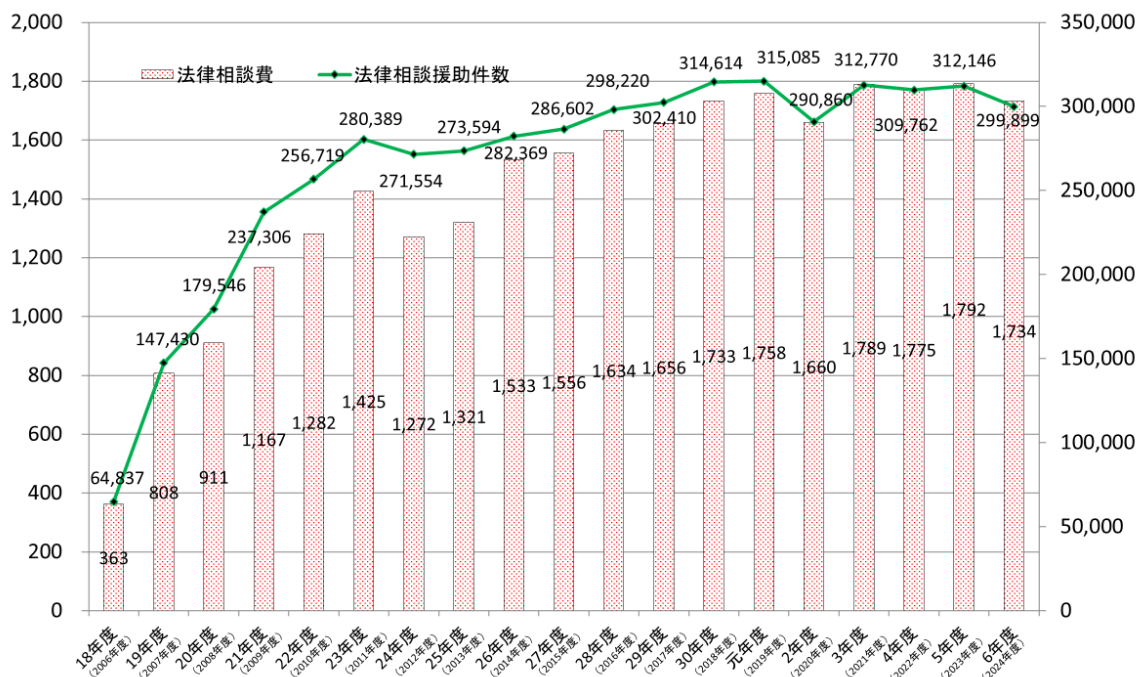
※ いずれも当初予算額

資料5

法律相談援助の推移

(百万円)

(件)



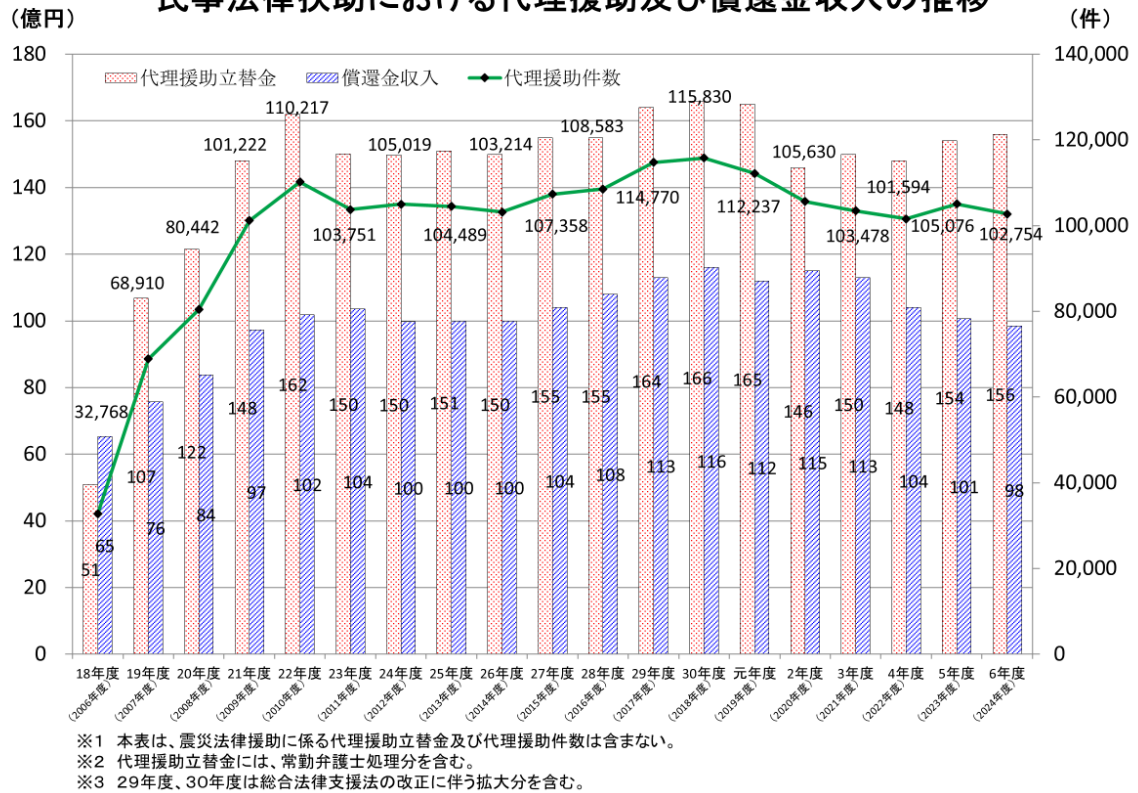
※1 本表は、震災法律援助に係る法律援助費及び法律相談援助件数は含まない。

※2 法律相談費には、常勤弁護士処理分を含まない(法律相談援助件数には常勤弁護士処理分を含む)。

※3 29年度、30年度は総合法律支援法の改正に伴う拡大分を含む。

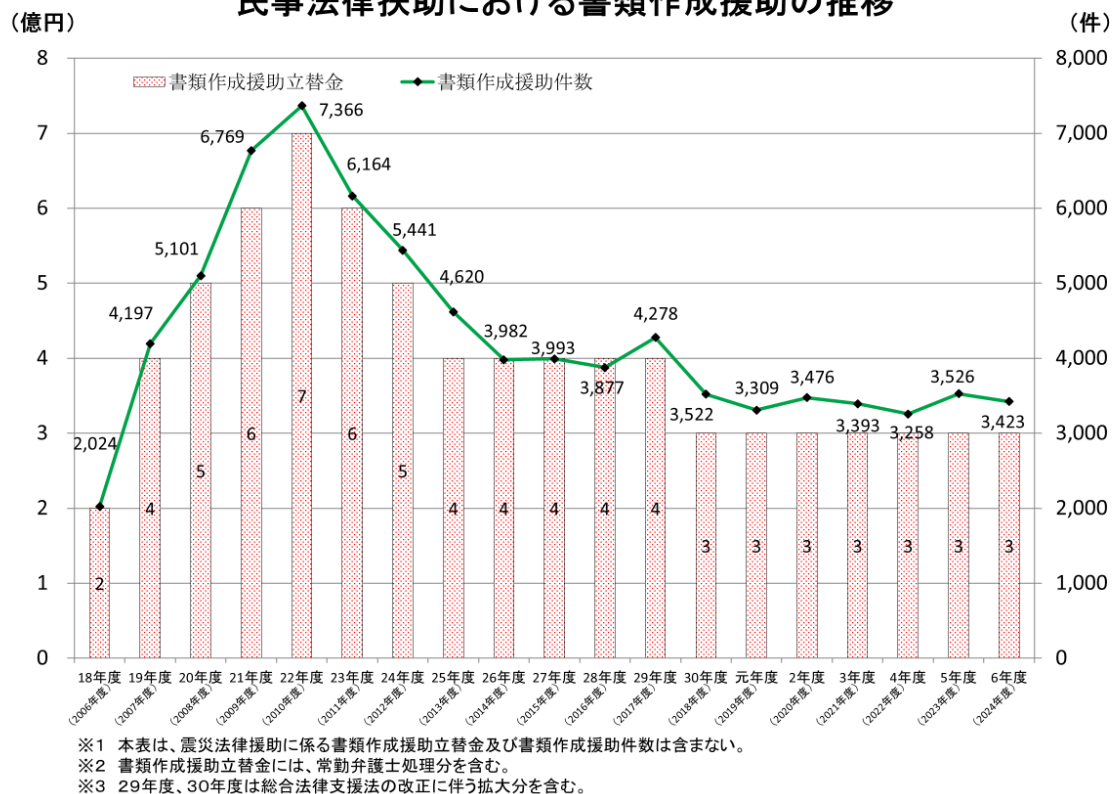
資料6

民事法律扶助における代理援助及び償還金収入の推移

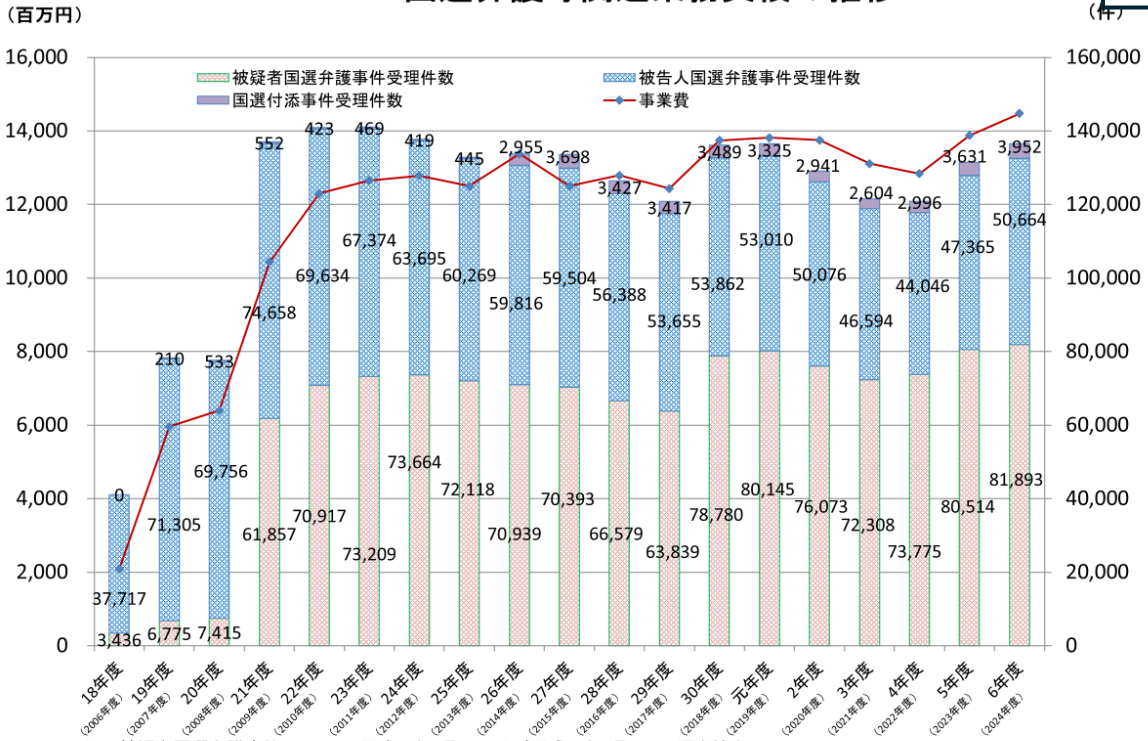


資料7

民事法律扶助における書類作成援助の推移



国選弁護等関連業務実績の推移



※1 被疑者国選弁護事件について、平成21年5月21日及び平成30年6月1日に順次拡大
 ※2 国選付添事件について、平成19年11月から業務開始、平成20年12月及び平成26年6月に順次拡大

※ 国選弁護関係の主な制度変更について

被疑者国選弁護制度開始時点（平成18年10月）における対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限定されていた。

その後、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）から対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。

さらに、平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、平成30年6月1日から、更にその対象事件が拡大（被疑者に勾留状が発せられた全事件）された。